令和5年6月定例農業委員会議事録

1.	日	時		令	和	5 年	6 月	27	日	午後	ž 1	時 30) 分	
2.	場	所		松	浦	市	役	所	Г	方 .	民	ホ	_	ル
3.	農業委	美員の出席状況	1 ((出席	\boxtimes	欠席	多 遅	刻	少 早	退)				
0 0 0 0 0 0	1 番 4 番 7 番 10番 13番 16番 19番	野本 武	() () () () () ()) 2 = 1	番番番番番番 	瀬松太大髙柿田石田山	靖敬重恵良享			3 番 6 番 9 番 12番 15番 18番		田中吉原	堅達繁康順	
出併 	農業委員	員数 16名	仕1	士安貝	(少)道-	半数に	達して	いる	0)°C	、平会	いて)人	<u>M</u> .U72,	o	
4.	4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)													
0 0 0	増山 親坂本 原	券美 ○ 大夕新太郎 ○ 末東弘 ○ 渡口廣海 ○ 瀬川	1 学) 鈴) 前		一 (人 () _E	百枝	康明 純治 悦男	0	濱﨑 瀬川 紙本	稔 和男 政信	
5.	5. 農業委員会以外の出席者													
6.	6. 事務局職員の出席者													
	局 長	福守剛		次:	長	白波	美知子			係	長	田畑	徹二	
	主査	桃田 忠邦		主	任	川村	和夫							
7.	7. 議 長 吉 原 順 穂													
8.	8. 議事録署名委員の指名													
	2 番	瀬	川靖	声 典	,		5 番	=		松	永	敬	(資	Ž.

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度6月 の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員3番佐次川委員、同じく9番梶山委員、同じ14 番髙田委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会 が成立していることをご報告いたします。

最適化活動の日数目標の設定の仕方について、国から改定について通知がありました。その内容でございますけれど「改定前は前年度の活動日数の実績が、目標として設定した活動日数を上回った場合は、次の年度はその実績以上の活動日数を目標として設定しなさい」ということでした。松浦市農業委員会どうだったかと申しますと、令和4年度の活動日数目標を8日としていました。実績として平均8.9日でした。ですから令和5年度の活動日数目標を9日としていたかと思います。ご確認いただきたいと思います。

それで、全国各地からクレームが入ったのではないかなと私は想像しているんですけど、考え方、国の通知の中身ですけど、「前年度の活動日数の実績を踏まえ、意欲的な活動日数を設定しなさい」と変更になりました。意欲的な活動日数の決定については、各農業委員会で協議し、適切な活動日数を決定することができるものとされております。本委員会においては、4月と5月の総会の中で日数の確認をしてもらったんですけど、この4月5月の総会で協議し、意欲的な活動日数を設定したと考えておりますので、令和5年度の活動日数目標を同じく9日間としたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それから、先月の総会の折、委員さんの方から、ヤミ小作の防止について、広報活動をすべきではないかとのご意見がございました。早速、7月号来月号の市報にこのことについて掲載しておりますので、後ほど、ご確認をお願いします。それから、既にご連絡しておりましたが、総会終了後に研修会を開催することとしております。内容につきましては、先月の総会で非農地判断における地目判断について議論があったかと思います。早速ですね、長崎地方法務局平戸支局にご相談しましたら、前任地でこういう研修をされたそうです。農業委員さん向けにですね。本日地目判断の研修を行うようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、ある委員さんからご指摘がございました。議事進行中の私語があり、議事内容が聞きづらいということでございます。議事進行中の私語につきましては、お控えくださいますようお願いいたします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、6月の総会に入りたいと 思います。

会 長

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中に、総会にご出席を賜りましてありがとうございました。今回私、大会や総会に出席させていただきましたので、その報告をさせていただきたいと思います。いつもの通りお話が長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず全国農業委員会会長大会が、5月29日、文教シビックホールに約 1,800人が集まって開催されました。農業委員会だより及び全国農業新 聞普及拡大の表彰に続き、全国農業委員会会長大会が開かれました。壇上には、衆議院議員、参議院議員の両国会議員が入れ替わり立ち替わり顔を見せられ、紹介をされ、それぞれ短いエールを送られました。大会終了後はそれぞれの選出国会議員への要請活動を行い、私達のグループは山田勝彦議員に要請活動を行いました。多忙な中にも約1時間終始にこやかにしっかりと対応され、私も令和8年までの水田の水張り要件のことで、この実施後にはますます荒廃農地が増え、農村は深刻な状態となり、その対策をお願いしたところ、諸外国のように面積に対する直接支払いで所得を確保すればいいんじゃないかなとお話なされ、自分も農水委員会に所属しているので、しっかりと意見を述べ努力すると力強いお話をいただきました。

県農業会議第113回通常総会が6月23日、長崎のホテルにて開催されました。県より県知事代理として副知事、綾香農林部長がご来賓として祝辞を述べられました。副知事のご両親は星鹿町のご出身であり、綾香農林部長は志佐町の出身で非常に身近に感じます。総会終了後、研修として講演が行われました。世界食糧危機から考える食料安全保障という演題で株式会社農林中金総合研究所、理事研究員、ドワンウェイ氏が熱弁されました。彼女は中国で生まれ、今から30年程前に来日され、日本語が素晴らしく上手で、世界中の実情を見て回っておられ、経済力が豊な国が食料を買い占め、備蓄までもして、経済力の弱い発展途上国、取り分けアフリカ諸国は飢餓に苦しんでいること、またアメリカやEUは農家を国家公務員と評され、農産物の価格に関係なく農家経済が成り立っていると話され、直接支払いの重要性を強調されました。

さて、5月の定例会でお願いをいたしておりました意見書について、それ ぞれのお考えを書いていただけたでしょうか。先日、市長にお会いし農業委 員会としての意見書の提出後、市長との意見交換の場をお願いいたしたとこ ろ、是非その場を期待する旨のお話をいただいておりますので、必ず実施し たいと思っております。

延び延びになっていたタブレット研修を7月初めの週に実施し、8月の農地パトロールにおいて使用したいと考えております。先月の総会であった非農地判断における原野化、山林化についての定義を総会終了後に平戸法務局登記官がおいでになり説明をしていただくことになっております。

挨拶が大変長くなりましたが、これより議事に入ります。

議長 議事録署名人の指名を行います。2番瀬川委員、5番松永委員にお願いい たします。

次に報告事項に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは各種報告でございます。農地移動適正化あっせん事業報告が2件 ございます。2件続けて説明させていただきます。

1件目は、申出人、御厨町前田免 番地の 氏です。種類は売買 で、対象地は御厨町前田免字開田 番と 番の 2 筆で、地目は田、

合計面積は2, 656 m です。申出日は令和5 年1 月22 日、あっせん会を5 月13 日に開催、5 月19 日に調印式を終えております。

2件目ですが、こちらは新規です。申出人は、星鹿町下田免 の1筆 氏です。種類は売買で対象地は御厨町田代免字岩淵 の1筆 で、地目田、面積は1,829㎡です。申出日は令和5年5月26日でございます。こちらにつきまして、あっせん委員さんの決定をお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありましたあっせん事業報告のうち、2件目の申出人、 氏のあっせんについてあっせん委員さん指名をいたします。推進委員3番岩木委員、同じく4番山口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から2ページの提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。5件ございます。1件目の貸人、御厨町前田免の 氏と借人、御厨町前田免の 氏の分は、先ほど報告しましたあっせん事業成立による解約となります。2件目の貸人、御厨町大崎免の 氏と借人、長崎県農業振興公社の分と、3件目の借人、佐世保市宮津町の相続人、 氏が亡くなられたことによる解約です。4件目の貸人、御厨町里免の 氏、借人、長崎県農業振興公社の分と、5件目の借人、御厨町 横久保免の 氏の分は、耕作地を別の耕作者に譲られたことによる借人都合による解約です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続についてでございます。議案は1ページから2ページにかけて3件ございます。

1件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は 星鹿町池成免字地蔵田 番と 番の2筆で、地目畑、合計面積は 1,596㎡です。被相続人、 氏は令和5年3月6日に亡くなられてお ります。令和5年5月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令 和5年5月12日に届出があり、6月14日に受け付けております。議案は2 ページをご覧ください。2件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は志佐町長野免字古木場から志佐町長野 免字丸尾 番までの7筆です。地目は田が6筆、畑1筆の計7筆で、合 計面積は14、025㎡です。被相続人、・・・・・氏は平成26年12月6日 に亡くなられております。相続人から、令和5年4月17日に相続登記が完了 したということで、令和5年6月14日に届出があり、同日で受け付けており ます。3件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は 御厨町米ノ山免字古郷番から御厨町西木場免字丸蛭田までの 11筆です。地目は田が3筆、畑8筆の計11筆で、合計面積は9,744㎡ です。被相続人、氏は令和5年2月6日に亡くなられており、相続人から、 令和5年3月17日、3月30日に相続登記が完了したということで6月14 日に届出があり、同日で受け付けております。

続きまして、提案事件の集計表です。 (以下資料の読み上げ)

農地法関係

	申請事由	14 米	面	積		
	申請事由	件数	Ħ	畑	詽	
第3条	交換	1		971 m²	971 m ²	
売り米	経営規模拡大	2		2,587 m²	2,587 m²	
	計	3		3,558 m²	3,558 m i	
	申請事由	件数	面		積計	
		117.300	Ħ	畑	計	
第4条	一般個人住宅	1		545 m²	545 m ²	
	申請事由	件数	面積			
	中 請 争 田	什致	Ħ	畑	計	
	一般個人住宅	1		496 m²	496 m²	
第5条	農家住宅	1	724 m²		724 m²	
	進入路	1	261 m²		261 m²	
	# +	3	985 m²	496 m²	1.481 m²	

農用地利用集積計画

	権利の種類		面	積	
			Ш	畑	計
所有権移転		1	2,656 m²		2,656 m²
利	利用権設定		16,396 m²	5,042 m ²	21,438 m²
	賃 借 権	8	10,189 m²	5,042 m ^a	15,231 m²
	使用貸借	3	6,207 m²		6,207 m²
	# 		19,052 m²	5,042 m²	24,094 m²

承認関係

rh 🗙	件数面		積	
内容	筆数	Ш	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	2	3,364 m²		3,364 m²
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当 するか否かの決定について	2		1,624 m²	1,624 m²

報告は以上でございます。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かございます か。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。

付議事項に入ります。 4ページ、議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明 いたします。

事件番号1です。譲渡人は、広島県竹原市忠海長浜一丁目 氏、譲受人は御厨町相坂免 町西田免字神林 大畑971㎡です。申請事由は、町氏と 土地の交換を行うために申請がなされたものです。譲受人世帯の経営状況は、 耕作面積が43,809㎡、農業従事者は3名、農業従事日数は年間280日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2です。譲渡人は、星鹿町牟田免 番地、 氏、譲受人は星鹿町牟田免 番地、 氏です。申請地は、星鹿町北久保免字藤園 、畑1,520㎡、231番2、畑588㎡の二筆です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が8,829㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。本日、佐次川委員さんが欠席されておりますが、 氏と 氏は親戚関係ということで、土地取得後の営農にも問題ないとのご意見でございます。

事件番号3です。譲渡人は、山口県山口市大内長野 氏、譲受人は平戸市田平町小崎免 番地、氏です。申請地は、志 佐町白浜免字平畝町 番、畑479㎡です。申請事由は、経営規模拡大 のために売買によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、 耕作面積が20,058㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日 となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべて を満たすものと考えます。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員のご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員6番松本委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 6 番の松本です。事件番号 1 番です。 さんと さんは、 さんの生まれが西木場の さんということで、親戚関係に当たります。 いとこくらいだったと思います。以前からこの畑は さんが耕作されておられまして、無償でいいよという風になったのではないかと思います。 さんの息子さんが 2 年前くらいに 工業を辞められてお百姓にはまってバリバリやっておられますので、心配はないと思っています。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。交換となっていますが、 さんと さんと さん の何か交換するものがないと駄目なんじゃないかなと思っているのですが。事務局そこはどうなっているのですか。

事務局 氏が譲り受ける土地は、本日の議案の中にございまして、議案24ページの番号2番の土地を 氏が譲り受けることになっております。そういったことで3条の分と合わせて交換という土地の異動がなされます。

議長 ありがとうございました。続きまして、事件番号3番について地元委員のご 意見を伺いたいと思います。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員17番柿山です。譲渡人の さんにつきましては、元々志佐町出身の方ですが、今は山口県におられ、元の家もご両親が亡くなられ財産は全て 処分されている状況です。 氏についても経営規模拡大のためで何の問題も ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地元委員からご意見がございました。各委員さん から何かご意見はございますか。

農業委員 (﨑村委員挙手)

議 長 﨑村委員どうぞ。

農業委員 農業委員10番崎村です。3番ですが、売買で決定させているとのことですが、価格がお高いのは何かここの土地の良いところがあってこれだけなのでしょうか。畑とありますが、反当りの単価が良いなと思いまして、今後のために教えてください。

議 長 事務局いかがですか。

事務局 正直言いまして、当人さん同士で価格を決定しているところがありますので、 どういった要因があって反当りの単価となったのかは把握していないところで す。以上です。

農業委員 分かりました。(﨑村委員)

議 長 他にご意見ございませんか。

なければ、議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請のとおり許可することといたします。

続きまして、5ページ、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請 についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします

 です。農地区分は、土地改良事業等の行われていない農地で、小規模の団地に属する農地であり第2種農地でございます。転用の目的は、一般個人住宅の建築で、現在の住宅が老朽化しているために建て替えをなされるものです。土地利用計画については28ページの配置図に示されているとおりです。台帳面積が545㎡ですが、盛土による土羽のため有効利用面積は約322㎡となります。また、配置図の右に記載がありますが、申請地は傾斜しておりますので、最高で3.8メートル程度の盛土を行い造成します。この盛土による土地の造成については、現在、市民生活課環境係と土地開発協議中です。協議後は、造成工事に対する指示がありますので、土羽の崩壊など周辺へ影響がないよう工事が進められると思われます。また、盛土が市道へかかりますので、市建設課とも下打ち合わせが完了しておりますので、工事に係る各種手続きに問題はありません。排水は、雨水排水は自然流下です。汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に既存の側溝へ放流をする計画です。最後に残高証明により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

- 議長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員6番松本委員お願いいたします。
- 農業委員 農業委員6番松本です。6月20日に事務局と武部さんと私との3人で現地 確認に行きました。28ページにあります、ちょっと盛土が高かったなあとい う感じはしていますけど、後は、排水等は既存の側溝に流しますし、何の問題 もないように感じました。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは地元委員のご意見をお願いいたします。 農業委員2番瀬川委員、お願いいたします。
- 農業委員 農業委員2番瀬川でございます。ただ今事務局からと松本委員さんからの説明がございましたとおりですが、ただ盛土がちょっと高いということで、道なりに盛土をされるということで、所々は上手く地盤が下がらないようにしていただくしかないかなと思っています。その他は浄化槽と生活雑排水等は自然流下ということで問題ないと思います。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、議案第34号農地法第4条の規定による許可申請については許可 相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、6ページ、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

畑496㎡です。農地区分は、土地改良事業等の行われていない農地で、小規模の団地に属する農地であり第2種農地です。転用の目的は、一般個人住宅の建築です。土地利用計画については33ページの配置図に示されているとおりです。現状のまま整地し利用する計画です。排水は、雨水排水は溜枡で集水し市道側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に市道側溝へ放流します。西側に畑がありますが進入路も確保されておりますので営農に問題はないものと思われます。また、市道側溝へ排水を接続するための建設課との協議も行われておりますので関係する手続にも問題ございません。最後に、借入による資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われます。なお、本日梶山委員さんが欠席をされておられますけれども、現地確認の折に計画上問題なしとご意見をいただいておりますので、その旨お伝えさせていただきます。

事件番号2、3は関連事案につきまとめて説明いたします。関連資料を30 ページと35~38ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。まず、 事件番号2、3ですが、今年2月の総会で審議し、3月15日付けで転用許可 となっておりました計画を変更するものです。変更点は3点ありまして、一つ 目は譲受人が3名から2名となること、2点目は建物が2階建てから平屋にな ること、3点目は資金計画が全て自己資金となることです。譲受人は調川町白 井免 番地、 氏です。 氏は 氏の娘 さんになります。譲渡人は調川町下免 氏です。土地の 所在地と転用目的は、当初から変更はなく、農家住宅の建築と進入路として利 用するもので、農地の区分もそれぞれ第2種農地です。土地利用計画について は37ページの現況平面図をご覧ください。建物が平屋となりますが、それ以 外に当初からの計画変更はございません。排水関係ですが、住宅の雨水は溜枡、 自然流下です。生活雑排水は浄化槽で処理後に進入路の側溝を経由して市道側 溝へ放流されます。進入路の排水は自然流下で、新設する側溝へ流下します。 最終的に流末が市道側溝へ排水されますが、この件に関して市民生活課と協議 がなされておりますので、関係手続にも問題はないところです。近隣営農への 影響ですが、北にある田は 氏の夫が耕作されます。南側に田があり ますが、住宅からの距離が6~7メートル離れており、日照等に影響はないも のと思われます。最後に、残高証明により資金計画を確認しておりますので、 本事業は確実に行われると思われます。

以上、3件についてご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について、現地を確認 された委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員7番武部委員、お願い します。

農業委員 農業委員7番の武部です。現地調査をしましたけども、今現在、事務局から 説明されたとおりでございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いし ます。

議長 ありがとうございました。続きまして、事件番号2番3番について、現地を 確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員7番武部委員、 お願いします。

農業委員 農業委員7番武部です。こちらについても同様に何ら問題ございません。 よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは地元委員のご意見をお願いいたします。推 進委員11番坂本委員お願いいたします。

推進委員 11番坂本でございます。この件につきましては、2月に申請がございまして、お話したとおり周囲が親戚先ということでしてその点も問題ないと思います。また排水についても側溝に流すということで問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは事件番号1番から3番について一括して 審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第35号農地法第45条の規定による許可申請については、 許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

> 続きまして、7ページ、議案第36号農用地利用集積計画の決定についてを 議題といたします。事務局の説明をお願いいたします

事務局 議案第36号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年6月28日としております。8ページと9ページに、所有権移転分の計画書がございます。こちらは、あっせん事業の売買成立による分です。議案は11ページになります。賃貸借権再設定分が1件、賃貸借権新規分7件、使用貸借新規分3件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区 分のご確認をお願いいたします。

農業委員 (松永委員挙手)

議長 松永委員、どうぞ。

農業委員 農業委員13番の松永です。一番下の さんですけど、書類提出後に お亡くなりになられました。後ほど長男さんに名義変更をされるということで すので、連絡しておきます。

議長 ありがとうございました。事務局今の件で何かお願いします。

事務局 新たな相続人等に変わり次第、中間管理事業に関する名義の変更の手続きを 得て変更をするようにしておりますので、ご報告いたします。

議 長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第36号農用地利用集積計画については決定どおり決定し、 公告予定を令和5年6月28日といたします。

続きまして、16ページ、議案第37号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第37号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は17ページから20ページにかけまして、2件の促進計画となっております。AtoBで公社が貸し付ける分で、2件とも受け手が同じ耕作者です。経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議 長 なければ、議案第37号農用地利用集積等促進計画については、長崎県農業 振興公社に本計画を定めることを要請いたします。 続きまして、24ページ、議案第38号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第38号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に 該当するか否かの決定について説明いたします。

> 番号1です。申出人は福島町浅谷免 番地、浅谷区区長、 氏で、土地の所在地は福島町浅谷免字草木原 、畑639㎡です。 土地が共有名義となっておりますが、こちらは地区の所有地です。申出書によりますと、30年以上耕作していないようで原野化しているとのことでした。 現地確認は、6月21日に田中委員と事務局とで行いました。スライドのとおり暖竹などが繁茂し、明らかに原野化している様子でありました。周辺の状況等を踏まえまして農地への復旧は困難で、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないことから、現況を申し出のとおり「原野」として非農地とすることが妥当であると考えております。

以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは1番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員15番田中委員お願いいたします。

農業委員 農業委員15番田中です。自分もずっと藪の一部だと思っていました。畑が あったとは思ってもいませんで、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは2番について地元委員のご意見を伺いた いと思います。推進委員1番山下委員お願いいたします。

推進委員 1番山下です。21日に事務局の方と現地確認をいたしました。写真でご覧のとおり背丈以上の草が茂っていまして、当日も大雨でしたので非常に入りにくかったし、事務局の方の後を付いていった状態です。本当に大変でした。説明は言われたとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただ今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第38号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する 「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものとい たします。

> 以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。 続きまして、協議事項となっております。事務局お願いいたします。

事務局
それでは、協議事項を説明いたします。

- ・「令和5年田畑売買価格について」
- 「農地パトロールについて」

続きまして、連絡事項です。

- ・「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出ついて」
- ・「令和5年度農地中間管理事業の重点地区について」
- 「農地バンクの推進について」
- ・「タブレット操作研修会について(7月13日予定)」
- ・「令和4年度最適化推進活動の点検評価、評語について(各委員別)」
- 「まんがでわかる農業者年金のパンフレットの追加配布について」

議長本日は大変ありがとうございました。これをもちまして、6月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、7月27日火曜日(13時30分~場所市民ホール)といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 00 分